

## FPC社会保険労務士法人 手数料表

顧問契約  
(裏面参照)

労働・社会保険等手続業務

・資格取得喪失手続き ・各種諸手続き（給付金請求を除く） ・賞与支払届手続き ・労務管理相談

単位（円・税別）/月額

従業員数 (役員を含む)	顧問契約	追加プラン	
	事務組合加入：社会保険加入者	給与計算	
	事務組合未加入：社会保険加入者 + 雇用保険加入者1/2人	勤怠計算なし	勤怠計算あり
1名 ～ 5名	10,000	5,000	10,000
6名 ～ 10名	15,000	10,000	20,000
11名 ～ 15名	20,000	15,000	30,000
16名 ～ 20名	25,000	20,000	40,000
21名 ～ 25名	30,000	25,000	50,000
26名 ～ 30名	35,000	30,000	60,000
31名 ～ 35名	40,000	35,000	70,000
36名 ～ 40名	45,000	40,000	80,000
以降5名につき	5,000増	5,000増	10,000増

※定期訪問を希望される事業所様については、別途ご相談させていただきます。

手続き業務	内容	料金
保険関係新規適用	労働保険新規適用、社会保険新規適用	各30,000円 セットの場合50,000円
助成金 [成功報酬]	助成金申請にかかる相談、検証、立案等	助成金受給額の15%～
就業規則作成・届出	新規作成	150,000円～
	変更	80,000円～
諸規定作成・届出	賃金・退職金・旅費等	各50,000円～
36協定等作成・届出	36協定等の作成	各10,000円～
是正勧告対応	行政官庁の調査への立会いや是正勧告の対応・改善策	各50,000円～
社会保険算定基礎届	社会保険算定基礎届の作成および提出代行	顧問料金1か月分
労働保険年度更新	賃金集計および申告書の作成および提出代行	顧問料金1か月分
年末調整		3,000円/1人
社会保険調査対応		30,000円～
労災給付金請求関係	労災給付請求の書類作成および提出代行	5,000円～/1申請
健康保険給付関係	傷病手当金、出産手当金の書類作成および提出代行	5,000円～/1申請
雇用保険 育児・介護休業、 高年齢雇用継続給付	育児・介護休業、高年齢雇用継続給付に関する諸手続き	各10,000円 延長毎に別途5,000円

※別途、交通費（実費相当額）を頂戴いたします。

## ■顧問契約以外の事業所様

単位（円・税別）

手続き業務	料金	手続き業務	料金
労保・社保の新規適用	50,000円～	是正勧告対応	80,000円～
助成金 [成功報酬]	助成金受給額の20%～	社会保険算定基礎届	15,000円～
就業規則作成・届出	200,000円～	労働保険年度更新	20,000円～
諸規定作成・届出	100,000円～	その他、諸手続き	別途、ご相談ください
36協定等作成・届出	各15,000円～		

※別途、交通費（実費相当額）を頂戴いたします。

## 顧問契約の業務内容

### 【相談業務】

- ・社員の採用および処遇決定、雇用契約に関する件
- ・就業規則の運用に関する件
- ・労働時間・休日・休暇等の時間管理に関する件
- ・賃金・賞与・退職金に関する件
- ・職場のメンタルヘルスに関する件
- ・解雇・雇止めに関する件
- ・社内での労務トラブル（パワハラ・セクハラを含む）に関する件
- ・社員教育に関する件
- ・その他人事・労務に関する件

### 【各種手続代行】

※給付金の請求については別途料金を頂戴いたします

- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）関係  
被保険者資格取得・喪失届、各種諸手続き、賞与支払届
- ・労働保険（労災保険・雇用保険）関係  
被保険者資格取得・喪失届、各種諸手続き

### 【助成金提案】

- ・各種助成金の診断および提案  
申請につきましては成功報酬とし、助成金受給額の15%から申し受けます。

### 【その他】

- ・経営に関する情報提供  
経済情報・業界情報・FPに関する情報等の提供
- ・士業ネットワークへの取次  
弁護士・司法書士・税理士等のご紹介

## 関西中央労務協会（労働保険事務組合） 手数料表

— 事業主様の労災特別加入、労働保険料の分納が可能です！ —

●入会金：一律 10,000円（初年度のみ）

単位（円・税別）/月額

従業員数	基本プラン (雇用保険未加入者は1/2人)	労働保険手続き業務
1名 ~ 5名	5,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務</li> <li>・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務</li> <li>・労災保険の特別加入の申請等に関する事務</li> <li>・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務</li> <li>・その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務</li> </ul>
6名 ~ 10名	6,000	
11名 ~ 15名	7,000	
16名 ~ 20名	8,000	
21名 ~ 25名	9,000	
26名 ~ 30名	10,000	
31名 ~ 35名	11,000	
36名 ~ 40名	12,000	
以降 5名につき	1,000増	